

富谷市重度障がい者等福祉タクシー利用券

～令和3年度より対象者が拡大されました～

どんな制度なの？

- 4月から翌年3月までの1年間に、上限18,000円分のタクシー券を一括交付します
※申請月により除算する場合がございます
- タクシー券は1枚500円となっており、1月3枚(1,500円)を交付します

対象になる人は？

- 富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上の在宅の方で、下記の要件に該当する方です
- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢及び体幹並びに移動障害単独で1級または2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓障害単独で1種1級に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ④療育手帳Aに該当する方
- ⑤人工透析療法を受けている方
- ⑥在宅酸素療法を受けている方
- ⑦介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護3・要介護4・要介護5に該当する方(※)

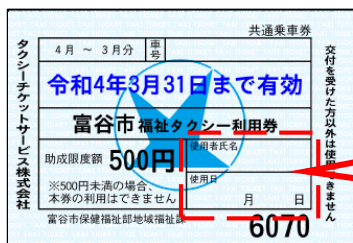
対象者
拡大
(※要介護3)

ただし、**次の項目にあてはまる方は、上記の要件を満たしていても、該当にはなりません**

- ①富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例に定める乗車証「とみぱす」を利用されている方
- ②施設に入所されている方

タクシー券の使い方

- 会計時に乗務員へタクシー券へ使用者の氏名と使用日の記入の上、タクシー券を提出してください



《記入例》
この部分に記名と
使用した日付を記入
してください

- 一度に利用できる枚数に制限はありません
- 支払いに500円未満の端数が生じた場合は、現金で支払っていただく必要があります
- おつりは出ません
また、乗車金額が助成額を上回ってしまった場合は、**差額をお支払いいただくこと**になります
- 身体障害者手帳又は療育手帳を掲示すると、運賃が1割引きになります
- 運賃のみ、介護タクシーも利用できます

どのタクシーで使えるの？

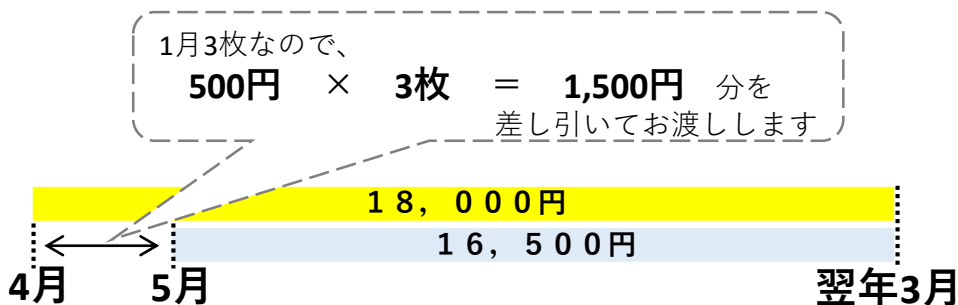
タクシーチケットサービス株式会社に加盟しているタクシー会社で利用できます
加盟会社はタクシーの窓に右図のようなステッカーを貼っています



ご注意ください！

1. 申請月と交付枚数について

助成額の上限は年間18,000円ですが、タクシーチケットは申請月からの交付となります。交付する利用券は1月につき3枚となります。例えば、5月に申請した場合、5月からの交付となることから利用券から3枚分差し引いてお渡しすることになります。



2. 継続して利用する方は更新が必要です

タクシー券の有効期限は、申請した月の属する年度末(3月31日)までです。4月以降も利用を希望される方は、改めて手続きが必要となります。対象の方には、別途更新時期など通知します。

《持ち物》

以下のいずれかの各種手帳または受給者証＜原本＞

- 身体障害者手帳(※1種1級または2級の手帳をお持ちの方)
 - 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証
 - 特定疾病療養受給者証
 - 自立支援医療(更生医療)受給者証
- ※透析を受けている方で、身体障害者手帳1種1・2級以外の方

※代理人の申請も可能です。委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証・健康保険証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど)をお持ちください。

《受付時間・場所》

時 間: 午前8時30分～午後5時30分(土日・祝日・年末年始除く)

場 所: 富谷市役所1階 保健福祉部地域福祉課

3. 再交付について

タクシー券を失くした場合、再交付はできません。ただし、汚れたり、破れたりしてしまった場合は手元にあるタクシー券と新しいタクシー券を交換することができます。上記の持ち物に加え、**タクシー券の“原本”**をお持ちください。

4. こんな時は返還してください

次のような場合は、タクシー券をご返還いただきますようお願いします。

- ①対象者が亡くなった場合
- ②施設に入所した場合 ※短期入所や通所は施設入所には該当しません
- ③富谷市から転出する場合
- ④有効期限が過ぎてしまった場合
- ⑤その他、タクシー券が不要になった場合

5. その他

○他人への譲渡や貸与、売買など不適切な使用は固く禁止しております。

○万が一、不正な申請や利用が発覚した場合は、タクシー券を返還していただき、以後の交付を停止します。ご注意ください。